

議案第75号

米原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

米原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年5月6日の米原市役所新庁舎の供用開始に当たり、新庁舎の市民交流エリアの施設および駐車場の使用料の額を定めるため、この案を提出するものである。

## 米原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

米原市行政財産使用料条例（平成 17 年米原市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行政財産の目的外使用につき徴収する使用料」を「行政財産に係る使用料」に改める。

第 2 条中「別表」を「別表第 1、別表第 2 および別表第 3」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に掲げる別表第 3 は、米原市役所庁舎駐車場のうち、市長が指定する駐車場（以下「指定駐車場」という。）とする。

第 3 条第 1 項中「使用の許可を受けた際」の次に「（指定駐車場に自動車を駐車する者にあつては、当該指定駐車場から自動車を出庫させる際）」を加える。

第 4 条中「行政財産の使用について、」を「市長は、行政財産（この条において指定駐車場は除く。）の使用について、」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1）市（市の行政機関および市の附属機関等を含む。）が主催または共催により使用する  
とき。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 市長は、指定駐車場に次の各号のいずれかに該当する自動車が駐車するときは、指定駐車場の使用料を減額し、または免除することができる。

- （1）市の事務または事業に係る来庁者の自動車
- （2）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- （3）庁舎の維持管理のための業務に係る自動車
- （4）市の職員が公務を行うために使用する自動車
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

別表備考 4 中「10 円未満の場合または」を「1 件の使用許可について算定した使用料の額が 100 円に満たない場合は、当該使用料の額を 100 円とする。また、算定した使用料の額に」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分		単位	金額
米原市役所庁舎 市民交流エリア	コンベンションホール（全面）	1時間	2,000円
	コンベンションホール（半面）	1時間	1,000円
	コンベンションホール（冷暖房費・全面）	1時間	2,000円
	コンベンションホール（冷暖房費・半面）	1時間	1,000円
	会議室（1室当たり）	1時間	200円

## 備考

- 1 使用料は1時間単位で支払うものとし、使用時間に1時間に満たない端数を生じる場合は、当該端数を切り上げるものとする。
- 2 コンベンションホールを使用する場合には、次に掲げるとおりとする。
  - （1） 市内に住所（団体または法人にあつてはその所在地。以下同じ。）を有するものが営利、宣伝その他これらに類する目的（以下「営利目的」という。）をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。
  - （2） 市外に住所を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とし、営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の3倍に相当する額とする。
- 3 会議室を使用する場合には、次に掲げるとおりとする。
  - （1） 市内に住所を有するものが営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の4倍に相当する額とする。
  - （2） 市外に住所を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の額の4倍に相当する額とし、営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の6倍に相当する額とする。
- 4 4日以上連続して使用する場合において、3日を超える日以降の使用料の額については、この表に定める使用料の額の5割に相当する額とする。ただし、この場合において、備考2および3に該当するときは、それぞれに定められた使用料の額の5割に相当する額とする。
- 5 2日以上連続して使用する場合において、規則で定める使用時間以外の時間に係る使用料の額については、無料とする。ただし、規則で定める使用時間以外の時間に使用する場合には、この限りでない。
- 6 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。

別表第3（第2条関係）

区分	駐車時間	金額
米原市役所庁舎	入庫後2時間まで	無料
駐車場 (市長が指定した 駐車場に限る。)	入庫後2時間を超え 6時間まで	2時間を超える部分について1時間までについては200円、以降1時間までごとに200円
	入庫後6時間を超え 24時間まで	1,000円
	入庫後の駐車時間が 連続24時間を超える 場合	1,000円に24時間を超える24時間までごとに1,000円を加えた額

## 付 則

この条例は、令和3年5月6日から施行する。

米原市行政財産使用料条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産に係る使用料（以下「使用料」という。）について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表第1、別表第2および別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項に掲げる別表第3は、米原市役所庁舎駐車場のうち、市長が指定する駐車場（以下「指定駐車場」という。）とする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第3条 使用料は、使用の許可を受けた際、<u>指定駐車場に自動車を駐車する者</u>にあつては、当該指定駐車場から自動車を出庫させる際に納付しなければならない。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、市長が定める日までに当該年度分を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減額または免除)</p> <p>第4条 <u>市長は、行政財産（この条において指定駐車場は除く。）の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、または免除することができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料（以下「使用料」という。）について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第3条 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、市長が定める日までに当該年度分を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減額または免除)</p> <p>第4条 <u>行政財産の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、または免除することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 庁舎の市民交流エリアの施設および指定駐車場の使用料の額を新たに定めることに伴う改正</li>   <li>・ 指定駐車場の使用の許可に関する事項の追加</li>   <li>・ 文言整理</li> <li>・ 指定駐車場の使用料の減免を第5条に定めることに伴</li> </ul>

<p>(1) <u>市（市の行政機関および市の附属機関等を含む。）が主催または共催により使用するとき。</u></p> <p>(2) <u>国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。</u></p> <p>(3) <u>市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>第5条 市長は、指定駐車場に次の各号のいずれかに該当する自動車</u><u>が駐車するときは、指定駐車場の使用料を減額し、または免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>市の事務または事業に係る来庁者の自動車</u></p> <p>(2) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>(3) <u>庁舎の維持管理のための業務に係る自動車</u></p> <p>(4) <u>市の職員が公務を行うために使用する自動車</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第6条 略</u> (委任)</p> <p><u>第7条 略</u> (過料)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="163 1295 913 1396"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			<p>(1) <u>国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。</u></p> <p>(2) <u>市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第5条 略</u> (委任)</p> <p><u>第6条 略</u> (過料)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="943 1295 1693 1396"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			<p>う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用を明文化することに伴う改正</li> <li>・第1号の追加に伴う号ずれ</li> <li>・第1号の追加に伴う号ずれ</li> <li>・指定駐車場の使用料の減免規定の追加</li> <li>・第5条の追加に伴う条ずれ</li> <li>・第5条の追加に伴う条ずれ</li> <li>・第5条の追加に伴う条ずれ</li> <li>・別表の追加に伴う改正</li> </ul>
区分	単位	金額												
略														
区分	単位	金額												
略														

備考

1～3 略

4 使用料の計算については、1件の使用許可について算定した使用料の額が100円に満たない場合は、当該使用料の額を100円とする。また、算定した使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる。

5 略

別表第2（第2条関係）

	区分	単位	金額
米原市役所庁舎	コンベンションホール	1時間	2,000円
市民交流エリア	(全面)		
	コンベンションホール	1時間	1,000円
	(半面)		
	コンベンションホール	1時間	2,000円
	(冷暖房費・全面)		
	コンベンションホール	1時間	1,000円
	(冷暖房費・半面)		
	会議室（1室当たり）	1時間	200円

備考

1 使用料は1時間単位で支払うものとし、使用時間に1時間に満たない端数を生じる場合は、当該端数を切り上げるものとする。

2 コンベンションホールを使用する場合には、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に住所（団体または法人にあつてはその所在地。以下同じ。）を有するものが営利、宣伝その他これらに類

備考

1～3 略

4 使用料の計算については、10円未満の場合または10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる。

5 略

・ 1件の使用許可に係る使用料が少額となる場合の額の見直し

・ 庁舎の市民交流エリアの施設の使用料の額を定める表の追加

<p><u>する目的（以下「営利目的」という。）をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>(2) 市外に住所を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とし、営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の3倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 会議室を使用する場合には、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 市内に住所を有するものが営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の4倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>(2) 市外に住所を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の額の4倍に相当する額とし、営利目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の額の6倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 4日以上連続して使用する場合には、3日を超える日以降の使用料の額については、この表に定める使用料の額の5割に相当する額とする。ただし、この場合において、備考2および3に該当するときは、それぞれに定められた使用料の額の5割に相当する額とする。</u></p> <p><u>5 2日以上連続して使用する場合には、規則で定める使用時間以外の時間に係る使用料の額については、無料とする。ただし、規則で定める使用時間以外の時間に使用する場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>6 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。</u></p>		
---	--	--



別表第3 (第2条関係)

区分	駐車時間	金額
米原市役所 庁舎駐車場	入庫後2時間 まで	無料
(市長が指 定した駐車 場に限る。)	入庫後2時間 を超え6時間 まで	2時間を超える部分について 1時間までについては200円、 以降1時間までごとに200円
	入庫後6時間 を超え24時間 まで	1,000円
	入庫後の駐車 時間が連続24 時間を超える 場合	1,000円に24時間を超える24時 間までごとに1,000円を加えた 額

・庁舎の指定駐車場の使用料  
の額を定める表の追加